

令和6年度日本大学大学院法務研究科 入学試験

第2期 [既修者]論文式試験

出題趣旨・採点基準

1 憲法

【出題趣旨】

大学における教室の使用許可をめぐる憲法上の問題を出題した。一般社会で人々の議論の対象となっている争点に関して大学で講演会を催すことを憲法体系上どのように意味づけるのが適当かにつき検討させることを通じて、思想と言論の自由なコミュニケーションの空間と学問の府たる大学との間の際どい緊張関係を考えさせようとしたのが本問である。

【採点基準】

以上を踏まえ、本問は、第1に、大学の自治ないし学問の自由の限界を画する何らかの規範命題を定立して、第2に、それを本問の事実関係に適切に当てはめることができるかを見ようとする。

一 規範命題の定立（ポポロ事件最高裁判決の「真に学問的な研究またはその結果の発表のためのもの」と「実社会の政治的社会的活動」の区別など）（50点）

判例の規範命題をどの程度正確に記述できているか。

その他の規範命題でもどれだけ説得力のあるものを定立しているか。

二 当てはめ（問題文の事実関係の何をどう評価し上記規範命題に照らして不許可決定の憲法判断を下しているか）（50点）

問題文から重要な事実をどれだけ取り出しているか。

取り出した事実でどれだけ有意義な評価を加えているか。

2 民法

【出題趣旨】

本問は、動産物権変動の対抗要件である「引渡し」の理解を前提として、無権利者からの動産取引の安全を保護する制度である即時取得の成否を問う事例である。動産の物権変動に関する基本的な知識が問われるとともに、事実を分析して、それぞれの関係法令を的確に適用していくことが求められる。

〔設問1〕は、XがAから民法183条の占有改定による引渡しを受けたこと（同法178条の対抗要件を具備したこと）を前提として、Aの譲受人であるYに同法192条の即時取得が成立するかどうかの理解を問うものである。

〔設問 2〕は、Xと同様、Yも占有改定による引渡しを受けたことを前提として、Yに民法 192 条の即時取得が成立するかどうか（いわゆる占有改定と即時取得の問題）の理解を問うものである。

〔設問 3〕は、Xの下での即時取得の成立を前提として、盗品の被害者であるZの請求の可否とその内容について、民法 193 条の回復請求のほか、同法 194 条の代価弁償の要否についての理解を問うものである。

【採点基準】

民法について基本的な理解ができているか否かを重視して採点するが、説得的な論述や論理的思考力に裏打ちされた論述に対しては高い評価を与えるものとする。配点及び採点の目安は、以下のとおりとする。【配点合計は100点】

〔設問 1〕 配点【50点】

1 ①AX間の売買契約により本件パソコンの所有権がXに移転し、Xが占有改定（民法 183 条）によりAから引渡し（同法 178 条）を受けたこと、②〔前記①を踏まえて〕無権利者Aからの譲受人Yが無権利者となることを前提に、③Yの即時取得（同法 192 条）の要件（特にYが現実の引渡し（同法 182 条 1 項）を受けたこと）を検討したこと、④〔前記③の解釈を踏まえて〕以上の結論としてYの即時取得の成否が書けていれば、合計で40点を与える。

2 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確であるもの、書きぶりの良い答案等については、その内容に応じて10点を上限として加点する。

〔設問 2〕 配点【30点】

1 ①Yが占有改定（民法 183 条）によりAから引渡しを受けたこと、②即時取得の要件（特に占有の取得が占有改定で足りるか）を検討したこと、③〔前記②の解釈を踏まえて〕以上の結論として本件パソコンの所有権の帰属が書けていれば、合計で20点を与える。

2 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確であるもの、書きぶりの良い答案等については、その内容に応じて10点を上限として加点する。

〔設問 3〕 配点【20点】

1 Xの下での即時取得の成立を前提として、民法 193 条に基づく回復請求権、同法 194 条による代価弁償の要否が書けていれば、合計で10点を与える。

2 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確である

もの、書きぶりの良い答案等については、その内容に応じて10点を上限として加点する。

3 刑法

【出題趣旨】

刑法上の重要論点である偽造の成否に関する著名な判例である最決平成11年12月20日(刑集53巻9号1495頁)を題材として、具体的な事案の検討を通じて、偽造の意義についての理解度を問う問題である。具体的には、架空人名義で文書を作成した事案において偽造が認められるのかという問題につき、事案を的確に分析して、自説から矛盾なく論じることが求められる。

【採点基準】

刑法についての基本的な理解の有無を重視するほか、論理的な思考に裏付けられた論述に対しては、高評価を与えることとする。

第1 私文書偽造の成否(配点70点)

1 問題の所在

- ・ 架空人名義の文書が偽造に当たるかの問題であることの指摘

2 規範

- ・ 規範を導く理由
- ・ 規範

3 当てはめ

第2 偽造私文書行使の成否(配点20点)

第3 罪数(配点10点)

以上